

第35回宮城県スポーツ少年団剣道錬成交流大会開催要項

- 1 趣 旨 宮城県内の剣道スポーツ少年団が一堂に会し、日頃練磨した技を競い、交流活動を通じて友情を育み、スポーツ少年団活動の資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 主 催 (公財)宮城県スポーツ協会 宮城県スポーツ少年団
- 3 主 管 宮城県剣道スポーツ少年団連絡協議会
- 4 後 援 (一財)宮城県剣道連盟 宮城県教育委員会
- 5 協 賛 J Aグループ宮城・株式会社パールライス宮城
- 6 大会期日 令和6年9月16日(月祝)
8:00 開場・受付
8:30 審判監督会議
9:00 開会式
- 7 大会会場 大崎市田尻総合体育館
「〒989-4308 大崎市田尻沼部早稲田42 ☎0229-39-3001」
- 8 参加資格 宮城県スポーツ少年団に登録されている団体・選手とする。
- 9 申込種目 (1)小学生団体の部 (2)中学生男子団体の部 (3)中学生女子団体の部
- 10 チーム構成 (1)小学生団体
1チームの構成は、小学生5名(指導者の参加は休止)とする。
(学年・性別は問わない)不足時に空ける位置は、1名の時は次鋒2名の時は次鋒と副将とする。
(2)中学生団体
①男子の部 1チームの構成は、5名とする。不足時に空ける位置は、1名の時は次鋒、2名の時は次鋒と副将とする。
(女子1名入れての混合チーム可。ポジションは問わない。3名での出場可)
②女子の部 1チームの構成は、3名とする。
(先鋒と大将2名での出場可)
(3)小学生の部・中学生男・女の部 他団体との混合チームについて
①スポーツ少年団登録者に限る。
②名札は申込団体名で統一してください。
③選手・親の会ともに了承のうえ、申込ください。
(4)1団体より、各種目 2チームまでとする。
- 11 試合方法 (1)試合は全日本剣道連盟、剣道試合・審判規則、同細則による。
併せて「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判の方法)」に準ずる。(別紙のとおり)
(2)小・中学生ともトーナメント方式で行う。
(3)試合時間、小学生2分、中学生3分とする。
(4)勝負の決しない場合は引分とする。但し、団体の勝者数、取得本数が同数の場合は、代表戦を一本勝負で行う。

- (5) 組み合わせについては事務局に一任されたい。
- 12 表彰 (1) 優勝チームにはカップ・賞状並びに副賞を贈る。
(2) 準優勝、第3位まで賞状並びに副賞を贈る。
- 13 申込期限 **令和6年8月11日(日)まで 期日厳守**
*プログラム作成上、期日後の申込は受け付けない。
*選手決定次第、早急に送付をお願いします。
- 14 申込先 〒981-4334 宮城県加美郡加美町字町屋敷 2-39-3
宮城県剣道スポーツ少年団連絡協議会 事務局 伊藤道直宛
FAX 0229-67-2540 E-Mail: itou.m04241004@outlook.jp
*確認等のご連絡先: 伊藤道直携帯 (090-8610-1388)
- 15 参加料 小学生・中学生男子1チーム 5,000円
中学生女子1チーム 3,000円
*申込書はFAXもしくはE-Mailで参加料は下記口座へ振込みにて納入ください。
【振込先】 七十七銀行 小牛田支店 (店コード 607)
普通口座 **5022949**
名 義 宮城県剣道スポーツ少年団連絡協議会
会計 佐々木孝彦
(振込みの際は、団体名の記入を忘れずにお問い合わせ致します)
- 16 協力関係 (1) 6試合場で実施(各試合場 記録掲示係5名)
午前7時30分集合・昼食支給(別途連絡)
- 17 個人情報及び肖像権の取り扱いについて
(1) 個人情報及び肖像権の取扱
① 宮城県スポーツ少年団は、大会開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。
・大会の申込み手続き及び参加資格審査
・大会運営上必要なプログラム編成及び作成
・大会時のアナウンス
・大会結果掲載にかかわること
(表彰、掲示板、ホームページ、大会記録集、報道等)
・大会運営に必要な連絡
・大会関係機関・団体又は当協会に認められた企業からの情報提供
※1 大会結果(記録)は、参加申込書に記載されている情報(氏名、市町村)とともに主催者及び主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載、次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表することがあります。
※2 参加チーム名および参加者氏名の情報は、グラフィックパネル(参加チーム集合写真パネル)の作製のため、写真撮影企業へ提供される場合があります。
② 大会参加者の大会活動期間中の肖像権については、宮城県スポーツ少年団に帰属するものし、以下のとおり取り扱う。
・大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、インターネット等に掲載されることがある。

・宮城県スポーツ少年団が認められた写真撮影企業によって撮影された写真が、大会参加チーム・関係者を対象に販売されることがある。

- ③ 宮城県スポーツ少年団は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。

- 18 その他
- (1) 選手は「団体名・姓」を記した名札、スポーツ少年団団員章を付けること。(厳守)
 - (2) 紅白の「目印」は持参のこと。
 - (3) 開会式の時は少年団旗を持って整列のこと。
 - (4) 登録選手が不慮の事故・病気等により試合に出場できない時は、交代を認める。選手の交代は試合場の審判主任に申し出ること。
 - (5) 審判監督会議は、当日会場にて行う。
 - (6) 審判員を委嘱された者は、監督を兼任することができない。
 - (7) 競技中における負傷については、応急措置を施すが、これ以外の責任は負わない。
 - (8) オーダー表は、受付後、それぞれの試合場に提出すること。
 - (9) 役員、審判、係員、監督以外の試合場への立ち入りを禁止する。
監督は原則として、審判員に準ずる服装とする。
 - (10) 竹刀の取り扱いに注意し、場内に置く場合は、壁に立てかけるか壁に平行に置くこと。通行の妨げにならないように注意する。
 - (11) 観覧席の座席はしませんが、譲り合いながら席を占領することの無いようご注意ください。
 - (12) 試合を棄権する場合は、ご一報くださるようお願い致します。
 - (13) 発熱等の体調不良者は入場をご遠慮下さい。

①小学生及び中学生男子団体オーダー表

		13 cm× 6 列				
		(中男)or				
27cm	(小学) 団 体 名	先 鋒	次 鋒	中 堅	副 将	大 将

②中学生女子団体オーダー表

		13 cm× 6 列				
		(中女)				
27cm	団 体 名	先 鋒		中 堅		大 将

(注) 1団体より2チームを出場する場合は、A、Bも記入する事

会場使用上の注意

当日は一般の来館者がありますので、以下の点に注意し、大会に参加してください。

1. 使用した場所の後片付けは、各団体で、責任を持って片付けてください。
2. ごみは、持ち帰り厳守をお願いします。
3. 通路等、下足場所と、上履き場所をしっかりと守ってください。
4. 通路・屋外にシートを敷いての使用は禁止します。

剣道を修練する者・剣道に携わる者として、恥じないような行動をお願いいたします。



私たち宮城県スポーツ少年団は
#no スポハラ活動に賛同します



公益財団法人日本スポーツ協会
「No! スポハラ」活動に関する特設サイト
<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

剣道中央講習会（令和5年4月1日）

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守（感染予防）。
2. 不当な「つば（鐔）競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば（鐔）競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば（鐔）競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば（鐔）競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば（鐔）競り合い」解消に至る時間は「一呼吸（目安としておよそ3秒）」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせた打突する行為は反則を適用する可能性がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば（鐔）競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば（鐔）競り合い」から鐔と鐔で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
 - 選手：面マスクまたはシールドを着用する。
 - 審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする。

以上

※選手が理解したうえで、試合が出来るようご指導をお願いします。